

訪 問 看 護

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	訪問看護（介護保険法第8条第4項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であること（病院又は診療所により行われるものを除く（介護保険法第70条第2項））
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	法施行の際、現に旧老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業者である場合は、介護保険法による指定があったものとみなす（介護保険法施行法第5条） 保険医療機関の指定等を受けていれば、介護保険法による指定があったものとみなされる（介護保険法施行法第4条）
	その他	保険医療機関の指定等があったときは、介護保険法による指定があったものとみなす（介護保険法第71条）
関連法	健康保険法における指定との関係	介護保険法による指定を受けた者は、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者とみなされる。（健康保険法第89条第2項）
法人所轄庁との連携	法人格が要件となる場合は、事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	
その他	改正後の老人保健法の規定による指定老人訪問看護は、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者により行われる（老人保健法第46条の5の2第1項）	

・ **訪問看護**

居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助（介護保険法第8条第4項）

1 「厚生労働省令で定める基準」（介護保険法施行規則第6条）

病状が安定期にあり、居宅において看護師又は下記2に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要すること

2 「厚生労働省令で定める者」（介護保険法施行規則第7条）

保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

◎訪問看護事業所の指定基準

訪問看護事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

(1) 訪問看護ステーションの場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 看護職員（保健師、看護師、准看護師） (1) 常勤換算で2.5人以上配置 (2) うち1人は常勤とすること</p> <p>2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 実情に応じた適当数</p> <p>3 管理者 (1) 原則として保健師又は看護師 (2) 専従・常勤の者 ＊従業者との兼務可 ＊併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務可 (3) 指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者</p> <p>※具体的には、4-4ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅱ 設備に関する基準	<p>1 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を有すること ＊他の事業の事業所を兼ねる場合には必要な広さの専用の区画を有すること</p> <p>2 必要な設備、備品等を備えること ＊特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備及び備品を備えること</p> <p>※具体的には、4-5ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅲ 運営に関する基準	<p>※4-6ページ以降をご覧ください。</p>

(2) 病院・診療所の場合

	内 容
I 人員に関する基準	1 訪問看護に従事する看護職員（保健師、看護師、准看護師）が配置されていること ※具体的には、4-4ページ以降をご覧ください。
II 設備に関する基準	1 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること 2 必要な設備、備品等を備えること *特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備及び備品を備えること ※具体的には、4-6ページ以降をご覧ください。
III 運営に関する基準	※4-6ページ以降をご覧ください。

◎訪問看護事業所に関する指定基準について（法第74条）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令37」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第25号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

※「平11厚令37第74条準用（第8条）」は、「平11厚令37第74条により準用する第8条」という意味です。

I 人員に関する基準

(1) 看護師等の員数（平11厚令37第60条）

① 指定訪問看護ステーションの場合（平11厚令37第60条第1項第1号）

イ 指定訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。

ロ 勤務日及び勤務時間が不規則な看護師等についての勤務延時間数の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。

ハ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置するものとする（配置しないことも可能である）。

ニ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

② 指定訪問看護を担当する医療機関の場合（平11厚令37第60条第1項第2号）

指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置かなければならない。

(2) 管理者（平11厚令37第61条）

① 訪問看護ステーションの管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定訪問看護ステーションの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であつて、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合

ロ 当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合

ハ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられるが、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）

- ② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである。
- ③ 管理者の長期間の傷病又は出張等の緊急やむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものである。
- ④ 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条の訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

II 設備に関する基準

(1) 指定訪問看護ステーションの場合（平11厚令37第62条第1項）

- ① 指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。
- ② 事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
- ③ 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がな

い場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合（平 11 厚令 37 第 62 条第 2 項）

- ① 指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設ける必要がある。なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。
- ② 指定訪問看護の事業に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。ただし、設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。

Ⅲ 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用（第 8 条））
- (2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の 3 の (1) を準用）

2 提供拒否の禁止

指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用（第 9 条））

特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の (2) を準用）

3 サービス提供困難時の対応

指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。（平 11 厚令 37 第 63 条）

4 受給資格等の確認

- (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用（第 11 条第 1 項））
- (2) 指定訪問看護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当

該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するよう努めなければならない。
(法第 73 条第 2 項、平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 11 条第 2 項))

5 要介護認定等の申請に係る援助

- (1)指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 12 条第 1 項))
- (2)指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 12 条第 2 項))

6 心身の状況等の把握

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 13 条))

7 居宅介護支援事業者等との連携

- (1)指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者
その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 64 条第 1 項)
- (2)指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 64 条第 2 項)

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行

うために必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 15 条))

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 16 条))

10 居宅サービス計画等の変更の援助

指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 17 条))

11 身分を証する書類の携行

- (1) 指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 18 条))
- (2) 証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該訪問看護師等の氏名を記載しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(8)を準用)

12 サービスの提供の記録

- (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 19 条第 1 項))
- (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 19 条第 2 項))

13 健康手帳への記載

指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳（老人保健法第 13 条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。(平 11 厚令 37 第 65 条)

なお、医療の記録のページには、以下の記載をしなければならない。(平 11 老企 25 第三の 3 の(2))

- ① 「医療機関等名称・所在地・電話」の欄には、指定訪問看護事業所の名称、所在地

及び電話番号

② 「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日

14 利用料等の受領

- (1) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 11 厚令 37 第 66 条第 1 項)
- (2) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法第 63 条第 1 項に規定する療養の給付若しくは同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護又は老人保健法第 17 条第 1 項に規定する医療若しくは同法第 46 条の 5 の 2 第 1 項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 11 厚令 37 第 66 条第 2 項)
- (3) 指定訪問看護事業者は、上記 (1)、(2) の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 11 厚令 37 第 66 条第 3 項)
- (4) 指定訪問看護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 66 条第 4 項)
- (5) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 41 条第 8 項)
- (6) 指定訪問看護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問看護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問看護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区別して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 65 条)

15 保険給付の請求のための証明書の交付

指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められ

る事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平11厚令37第74条準用(第21条))

16 指定訪問看護の基本取扱方針

- (1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行わなければならない。(平11厚令37第67条第1項)
- (2) 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(法第73条第1項、平11厚令37第67条第2項)

17 指定訪問看護の具体的取扱方針

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行わなければならない。(平11厚令37第68条第1号)
- (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。(平11厚令37第68条第2号)
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行わなければならない。(平11厚令37第68条第3号)
- (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならない。(平11厚令37第68条第4号)
- (5) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。(平11厚令37第68条第5号)

18 主治の医師との関係

- (1) 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。(平11厚令37第69条第1項)
- (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。(平11厚令37第69条第2項)
- (3) 指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。(平11厚令37第69条第3項)

なお、当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(2)及び(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。(平11厚令37第69条第4項)

19 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

- (1) 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。（平 11 厚令 37 第 70 条第 1 項）
- (2) 看護師等（准看護師を除く。）は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。（平 11 厚令 37 第 70 条第 2 項）
- (3) 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。（平 11 厚令 37 第 70 条第 3 項）
- (4) 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。（平 11 厚令 37 第 70 条第 4 項）
また、その実施状況や評価についても説明を行わなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の三の 3 の(6)の③）
- (5) 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。（平 11 厚令 37 第 70 条第 5 項）
なお、ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。（平 11 老企 25 第 3 の三の 3 の(6)の⑦）
- (6) 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理をしなければならない。（平 11 厚令 37 第 70 条第 6 項）
- (7) 指定訪問看護事業者が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(1)から(5)の規定に係わらず主治の医師の文書による指示並びに指定訪問看護計画書及び指定訪問看護報告書の作成は診療記録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。（平 11 厚令 37 第 70 条第 7 項）

20 同居家族に対する訪問看護の禁止

指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。（平 11 厚令 37 第 71 条）

21 利用者に関する市町村への通知

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 26 条)）

- ① 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

22 緊急時等の対応

看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 72 条)

23 管理者の責務

- (1) 指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 52 条第 1 項))
- (2) 指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 4 章第 4 節 運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 52 条第 2 項))

24 運営規程

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とした運営規程を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 73 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ その他運営に関する重要事項

25 勤務体制の確保等

- (1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対して適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 30 条第 1 項))
なお、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。また、指定訪問看護を担当する医療機関の場合、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の三の 3 の(8)の②)
- (2) 指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者であっ

- てはならない。(平 11 老企 25 第 3 の三の 3 の(8)の②)
- (3)指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 30 条第 2 項))
- (4)指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 30 条第 3 項))

26 衛生管理等

- (1)指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 31 条第 1 項))
- 特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(20)を準用)
- (2)指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 31 条第 2 項))

27 掲示

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 32 条))

28 秘密保持等

- (1)指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 33 条第 1 項))
- (2)指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 33 条第 2 項))
- (3)指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 33 条第 3 項))

29 広告

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 34 条))

30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 35 条))

31 苦情処理

(1)指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 36 条第 1 項))

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(23)の①を準用)

(2)指定訪問看護事業者は、当該苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 36 条第 2 項))

利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問看護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(23)の②を準用)

(3)指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 36 条第 3 項))

(4)指定訪問看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 36 条第 4 項))

(5)指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 36 条第 5 項))

(6)指定訪問看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 74 条準用(第 36 条第 6 項))

32 事故発生時の対応

- (1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用（第 37 条第 1 項））
- (2) 指定訪問看護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用（第 37 条第 2 項））
- (3) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用（第 37 条第 3 項））
- (4) 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(24)の③を準用）

33 会計の区分

- (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。（平 11 厚令 37 第 74 条準用（第 38 条第 1 項））
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知）に沿って適切に行わなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(25)を準用）

34 記録の整備

- (1) 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。（平 11 厚令 37 第 73 条の 2 第 1 項）
- (2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。（平 11 厚令 37 第 73 条の 2 第 2 項）
 - ① 平 11 厚令 37 第 69 条第 2 項に規定する主治の医師による指示の文書
 - ② 訪問看護計画
 - ③ 訪問看護報告書
 - ④ 平 11 厚令 37 第 74 条において準用される第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ⑤ 平 11 厚令 37 第 74 条において準用される第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - ⑥ 平 11 厚令 37 第 74 条において準用される第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑦ 平 11 厚令 37 第 74 条において準用される第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

